

日本が取り組む APEC における知財分野の協力

2つの日本提案の内容と意義

特許庁 総務部国際課地域政策室長 大町 真義

PROFILE

1990年特許庁入庁。審査官、世界知的所有権機関（WIPO）開発協力局アジア太平洋部准計画官、特許庁国際課長補佐、審判官、一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授、特許庁総務部企画調査官などを経て、2008年10月より現職。
主な著作に、「米国のFTA知的財産戦略と我が国への示唆 一米国が推進する知財ルールづくりの新機軸がもたらすもの」（改訂版）、日本機械輸出組合（2007年）、「特許出願のサポート要件と補正・分割の適法性要件との関係に関する考察」、知財管理56巻12号1851頁（2006年）、「リサーチ・ツール等上流技術の特許保護と継続的出願制度」、ジュリスト1330号124頁（2007年）など。



1 はじめに - APECとその特徴

本年すなわち2010年は、日本が1995年以来15年ぶりにAPEC（アジア太平洋経済協力）の諸国会を開催する年となった。APECは1年ごとにメンバー（国・地域を総称して「エコノミー」と呼ぶ）が持ち回りで諸国会を開催しており、そのメンバーの数は現在21あるから、開催年は、なかなか巡ってこない、貴重な機会といえる。

このAPEC開催年に、日本は、知的財産分野において、2つの協力の提案を行い、APECの承認を得て、実施に移している。具体的には、「知財人材育成機関間協働構想」（IPACイニシアティブ）及び「審査結果利用のための申請様式における共通性向上」提案である。いずれも、ウェブ・ベースの情報共有や情報発信を協力の手段として利用している。

本稿は、それら提案の内容を背景とともに説明し、もって、アジア太平洋という広域を対象とした知財分野の協力に関し、理解に資することを目的とする。

まず、本論に入る前に、APECについて概観しておこう。

APECは環太平洋の国・地域をメンバーとする経済協力の枠組みであり、アジア太平洋地域において自由で開かれた貿易と投資を達成することを目指している。

1989年に第1回閣僚会議を豪州の首都・キャンベラにて開催。発足当初は日米をはじめ、豪州、カナダ、韓国、ニュージーランドにASEAN6か国の、計12のメンバーであった。その後、1991年には、中国、中国香港、及びチャイニーズ・タイペイ（台湾）が参加。以来、中国と台湾が共に参加するという特徴を有する場となっている。1993年～1998年には、メキシコ、チリ、ペルー（参加順）という、中南米諸国が参加。また、1998年には、ロシアやベトナムが加わり、現在の21メンバーの体制となって、環太平洋の主要国・地域を網羅する枠組みとなった。1993年からは、首脳会議も開催されている。

APECには、種々の専門家会合が設けられており、それらの中に、知的財産権専門家会合（Intellectual Property Rights Experts' Group：IPEG）がある。IPEGは、1996年に非公式会合のIPRゲット・トゥゲザーとして誕生、その後1998年に、IPEGとして正式に発足した。前記の2提案も、このIPEGにおいて提案を行い、議論され、承認がなされている。

留意すべきは、APECが、メンバーを法的に拘束することのない、緩やかな協力枠組みである点である。APECは、条約に基づいて設立された機関ではない。そこで議論された結果は、指針としての意義を有しうるが、法的には非拘束的である。また、事務局はシンガポールに置かれているが、専門職のスタッフは各エコノ

ミーから集った二十数名という、小さな組織であって、事務局が活動を取り仕切るという体制にもなっていない。APECは、各メンバー自らの主体的な行動に基づく協力の場なのであって、貿易及び投資の自由化・円滑化や、経済技術協力を推進する、「自主的な」行動を促す取組が求められる。

こうしたAPECの特徴は、知財分野等における協力の内容にも影響を与える。まず、APECは、メンバーの参考となる指針作りを超えた規範作りは基本的に行い得ない場である。また、純然たる技術協力にしても、事務局が中心となって取り仕切らなければならないような大規模なプロジェクトを行うことは適さない。加えて、APECのメンバーには、米国や中国、ロシアといった、いわゆる大国から、人口約40万人の小規模国であるブルネイ、さらには太平洋島嶼地域にあるパプア・ニューギニアまで、多様性に富むメンバーを有しており、その発展段階は様々である。知財分野でも、そうしたメンバーのすべてとはいわずとも多くが参加し得て、かつ、各メンバーの自主的な行動を促す取組が求められる。また、議決は「コンセンサス方式」によっているため、提案に対し反対を表明するメンバーがいれば、承認されない。

諸国会の開催エコノミー（首脳会議や閣僚会議の議長国・地域）は、IPEGを含む種々の専門家会合の開催地にもなる。本年（2010年）のIPEGは、3月に広島で、また9月に仙台で開催された。なお、2008年から2012年までの開催エコノミーを順に挙げると、ペルー、シンガポール、日本、米国、ロシアとなる。

上記したAPECの特徴を踏まえつつ、日本は、特許庁が主体となり、2010年3月のIPEG広島会合にて、2つの知財分野の協力を係る提案を行い、全会一致で承認を得た。それを受けて、提案の実施に着手、9月のIPEG仙台会合において進捗を発表し、メンバーの好評を得ている。以下では、それら2提案の内容を説明する。

2

知財人材育成機関間協働構想 (iPACイニシアティブ)

2.1 概要

一つ目の提案のiPACイニシアティブは、近時、アジア太平洋地域の主要エコノミーで知財分野の専門人材育成機関・部局が漸進的に整備されつつあることを受け、これら機関間の協働を強化すべく、情報共有及び発信のためのインターネット上のウェブ・プラットフォーム（“web-based platform”）を日本が設置するという内容である。

略称の「iPACイニシアティブ」は、“Intellectual Property Academy Collaborative Initiative”を意味する。“PAC”の部分には「太平洋」の意を、“i”の部分には、“intellectual” “innovation-oriented” “information-rich”等の含意を、それぞれ意図している。

2.2 アジア太平洋地域における知財人材育成機関の設立

まず、「知財人材育成機関」の語であるが、これは、機関の組織形態とは関係なく（たとえば、知財庁の一部門、知財庁から独立した政府機関、あるいは大学に属する教育研究機関といった、いずれの形態でも可）、また、知財のいずれの特定分野（特許、商標、著作権等）に重点を置いたものであるかに関係なく、知的財産に焦点を当てた研修、教育、または研究のための機関を広く指すものとして用いている。

こうした知財人材育成機関としては、日本においては、特許庁の万国工業所有権資料館から発展した組織であって、淵源は明治20年の農商務省特許局図書館にまでさかのぼる、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）がある。また、1996年以来、海外向けの人材育成事業を特許庁から受託して実施している、社団法人発明協会のアジア太平洋工業所有権センター（APIC）も、かかる機関である。

東アジアを見てみよう。中国、韓国でも、1990年

代に、知財人材育成機関が本格的な活動を開始している。韓国では、国際知的財産研修院 (IIPTI) が 1987 年に設立され、1991 年にはテジョン市に移転、その後、同市にある特許庁とともに漸次発展して、現在に至っている。中国では、中国知的財産研修センター (中国知識産権培訓中心; CIPTC) が 1993 年に設立、1998 年には北京市内のセンターの建物が供用開始され、爾来、活動実績を積み重ねている。同じ東アジアの台湾では、少し後れたが、2005 年に台湾知的財産研修院 (台湾智慧財産培訓學院: TIPA) が設立されている。

東南アジアに目を転ずると、シンガポールにおいて、「IP アカデミー」が 2003 年に設立され、主として民間向けの研修・教育の分野で、活発に活動している。そのほか、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムでも知財人材育成機関が設立、最近では、インドネシア知的財産アカデミーが 2009 年 5 月に新設されている。

2.3 iPAC イニシアティブが目指すもの

このように、アジア太平洋地域で知財人材育成機関が次々に設立され、その活動が本格化する中、これら機関同士の情報共有・連携強化を図り、かかる連携が生み出す相乗効果をもって、知財を深く知る人材の輩出を加速化すべき時が来ている。

まずは、他の機関がどのような人材育成活動を行っているかを知ること自体、機関が活動の企画・立案を行ううえで、大いに参考になる。教材の共同開発や共同利用も、可能性として考えられる。また、講師に関する情報共有により、他機関の講師の招聘も促進され、知の共有が進展しうる。研修講師のための研修、すなわち「トレーナーズ・トレーニング」も活性化されよう。

さらに重要なことは、研修・教育・研究に参加しようとする者が、どのような機関でどのような活動が行われているかを、一覧形式で、容易に知ることができるようにすることである。これは、将来の知財制度を担う者が、自らの能力開発に最適な機関・最適なプログラムに出会うのを、助けることになる。

こうしたことが、iPAC イニシアティブの目指すところである。これを念頭に、具体的な取組として、iPAC イニシアティブでは、ウェブ・プラットフォームを通じた、①人材育成機関のウェブサイトのリンク、②人材育成プログラムの情報共有・発信、及び、③講師に関する情報共有を提唱している。そして、そのためのウェブ・プラットフォームを 2011 年 3 月末までに供用開始すべく、日本が構築することとしている。このように、iPAC イニシアティブのウェブ・プラットフォームは、知財人材育成機関間の情報共有と、かかる機関から一般への情報発信の、双方を目的としている。なお、教材自体の情報共有や発信は、著作権処理が適切になされていることを逐一確認することが困難であるため、想定していないが、リンク先の人材育成機関のウェブサイトにおいて遠隔学習教材を含む諸教材を提供することは、もちろん想定しうる。

この提案は、前記 IPEG 広島会合において、多くのメンバーから非常に積極的な支持を受けた。それと同時に、多言語 (英語以外の言語を含む) での情報提供や検索を可能とすることなど、建設的な要望も寄せられた。提案の実施にあたる特許庁では、これら要望を採り入れて計画策定を行い、ウェブ・プラットフォームの構築にあたっている。

図 1 に、構築中のウェブ・プラットフォームにおける、人材育成プログラムの検索ページ (予想図) を示す。ここでは、ユーザが、人材育成プログラムの実施時期・場所、実施機関、講師、焦点を当てる知的財産の種類、といった様々な検索条件を設定することができるようにしており、また、人材育成機関が情報提供したプログラム概要説明に対する文字検索を可能とする (英語以外の言語も許容) ことにより、検索条件に適合したプログラムをユーザ (他機関や一般のユーザ) が探し出せるようにしている。

このウェブ・プラットフォームが、知財人材育成機関間の情報共有と一般への情報発信の、双方を目的としていることに対応し、機関が提供する情報には、iPAC イニシアティブに参加している他機関にのみ提供する制限

人材育成プログラム検索ページ

Program Search Help ?

Specify your search criteria. The slider can be specified.

Program Category OFF

Program OFF

IPR Category OFF

Program Date OFF

Registrant OFF

Economy OFF

Lecturers / Researchers etc OFF

Venue OFF

Attachment OFF

Language OFF

Synopsis/Comments OFF

Participation OFF

Privacy OFF

ON Intellectual Property Training Intellectual Property Education
Intellectual Property Research

ON Start yyyy/mm/dd Calendar End yyyy/mm/dd Calendar

Please select a start date.

2010 / 08							2010 / 09							2010 / 10						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31					29	30	31				

Clear Search

●人材育成プログラムの概要を、英語及び他の言語(注)で検索することが可能。(注:他の言語で概要説明が入力されている場合。)

●上記のような種々の検索条件を任意に設定し、「検索」ボタンをクリックすることによって、検索条件に適合した人材育成プログラムを表示させることが可能。

図1 知財人材育成機関間協働構想 (iPAC イニシアティブ) のウェブ・プラットフォーム

情報と、一般のアクセスを許容する非制限情報の、2通りの選択を可能にしている。

最後に、世界知的所有権機関 (WIPO) の取組との関係に一言触れておく。WIPO では、知財人材育成機関グローバル・ネットワーク (GNIPA) という情報交換の枠組みを形成し、機関の長が集う年次会合を開催するなどしている。この WIPO の GNIPA では、人材育成機関相互の、機関運営や教材に係る情報交換などの協力を重点を置いているのに対し、iPAC イニシアティブでは、個別の人材育成プログラムに関する情報共有を柱にするとともに、研修・教育・研究に参加しようとする者を含む一般向けの対外情報発信にも大きな焦点を有していることに特徴がある。このように、WIPO の取組と iPAC イニシアティブの内容とは、知財人材育成機関間の協力の促進という点では共通しつつも、その重点が異なり、相互補完的なものであるといえる。

2011年3月末のウェブ・プラットフォーム供用開始後は、APEC メンバーに対し、自国・地域の知財人材育成機関が同プラットフォームを積極的に活用して情報共有・発信を行うよう、促していきたい。当該プラットフォームのドメイン名は、ipac.apec.org となる予定である。

3 審査結果利用のための申請様式における共通性向上

3.1 概要

二つ目の提案は、特許分野に焦点を当てたものである。具体的には、他の知財庁での審査結果 (先行技術調査 (サーチ) 結果を含む) の利用のために出願人が庁に提出する申請書に関して、その様式の共通性を向上させることを目指し、当面の取組として、各庁の様式を提供

する共通ウェブサイトを用意するという内容である。

3.2 他庁審査結果利用のための申請書とは

この提案が取扱対象としている「申請書」とは、どのようなものかについて説明する。

特許出願人が複数の国・地域に、同一の発明について特許出願をしている場合に、他の庁で出た審査結果を出願人が提出することを認め、それを参照した審査を行うなどする制度・運用が、少なからぬ国・地域に存在する。たとえば、2006年に日米が先鞭をつけて試行開始し(2008年に本格実施)、その後、豪州、カナダ、韓国、ロシア、シンガポールといったAPECメンバーの知財庁が二庁間の取極をもって実施している、特許審査ハイウェイ(PPH)がその例である。日本は、PPHのほかにも、外国関連出願に係る早期審査の運用を行っており、また、台湾は、発明専利加速審査という、他庁の審査結果を参照した審査の仕組みを2009年1月から開始している。ASEAN8か国の知財庁は、2009年6月、ASEAN特許審査協力(ASPEC)プログラムという、出願人が域内他庁の審査結果を提出できるプログラムの試行を開始した。さらに、豪州、マレーシア、及びシンガポールは、出願人が所定の庁の審査結果を定められた手続に従って提出した場合に、一部または実質的に

全部の特許要件の審査を省略して迅速に特許付与を行う制度を有している。(豪州では「修正審査」、マレーシアでは「修正実体審査」、シンガポールでは「外国ルート審査」などと呼ばれている。)

こうした制度・運用は、いずれも、特許出願人が、自らの選択により、他庁の対応する出願の審査結果を提出するようにしている点に共通性がある。一つの庁の行った審査の結果を他の庁が利用して審査するという点では、一種の庁間の特許審査協力といえるが、出願人と関係なく庁の間で審査結果情報をやり取りするのと比べて、いわば「出願人が動かす特許審査協力」(“applicant-driven patent examination cooperation”)といえる。

かかる制度・運用において、特許出願人が他庁の審査結果(より一般的には、審査関連情報)を提出する際に用いることになっている、申請の書面が、本提案の取扱対象である「申請書」である。

3.3 提案が目指すもの

それらの「申請書」は、提出先の庁ごとに様式が異なる。それは、前提となる各国・地域の特許制度やその運用が異なることに起因しているところもあって、やむを得ざる面もあるが、一方で、共通性を向上させる余地は少なくとも、出願人の利便性向上の観点からは、かかる

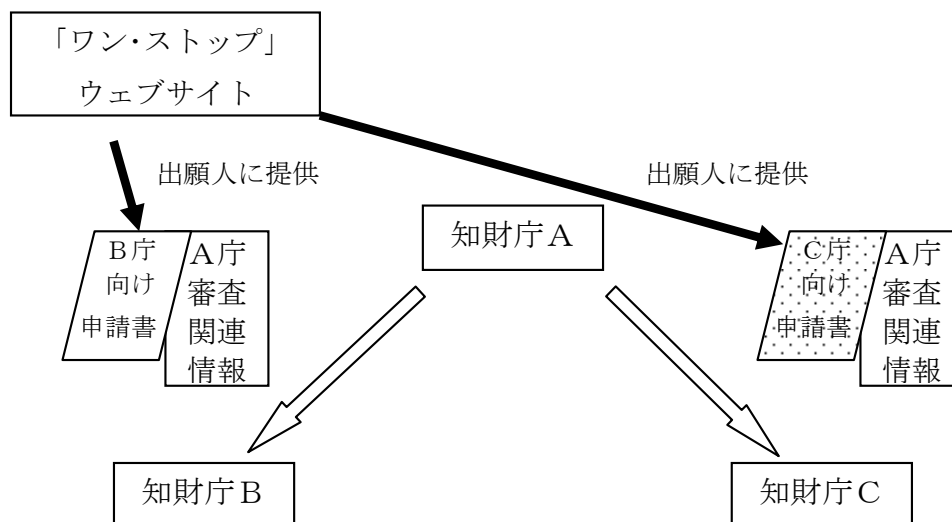


図2 「ワン・ストップ」ウェブサイトによる、他庁審査結果利用の申請書様式の提供

共通性向上が指向されるべきである。

そこで、本提案では、APEC 域内における上記共通性向上を目指した取組の第一歩として、特許出願人が各庁の申請書の様式を取得できる共通ウェブサイト（「ワン・ストップ」ウェブサイト）を日本が設置することを提唱した。図 2 にその概念図を示す。当該ウェブサイトでは、各庁の様式提供サイトへのリンクを設けるか、様式を直接ダウンロードできるよう提供する。

この提案についても、IPEG での承認を受け、2011 年 3 月末の供用開始を目指し、特許庁が構築を進めている。当該ウェブサイトのドメイン名は、patent.apec.org となる予定である。

4 おわりに

以上の 2 つの提案は、APEC 日本年の 2010 年を期して日本が各メンバーに提示した、APEC における知財分野の協力に貢献する柱をなす取組である。

ここで強調したいことは、いずれの提案も、時代の要請を積極的に抽出して形成したものであるという点である。iPAC イニシアティブについていえば、各国・地域において知財人材育成機関が次々に設立され、その協働の強化を図るべき時に来ていることが背景であるし（前記 2.2 を参照）、「審査結果利用のための申請様式における共通性向上」提案の場合には、近時、他庁での審査結果を特許出願人が提出できるようにする仕組みが種々設けられるようになってきていることに、着目している（前記 3.2 を参照）。

また、両提案はいずれも、ウェブ・ベースの情報共有や情報発信を手段として用いているが、これは、様々な発展段階を有する APEC メンバーが、かかる手段を利用して、相互の利益、あるいはユーザの利益になる情報の共有や発信を行うという、自主的な行動を促す取組といえる。よって、冒頭の 1. で述べた APEC の特徴に即した取組といえるだろう。

両提案とも、ウェブ・プラットフォームや共通ウェブ

サイトの構築がすべてではなく、「その先」を見据えた提案である。すなわち、iPAC イニシアティブについていえば、将来の展開可能性として、新設の人材育成機関の支援、さらには、研修生・学生・フェローの他機関での受け入れや単位相互認定も視野に入れており、IPEG に提示した提案書でも、かかる将来の可能性を具体的に例示している。また、「審査結果利用のための申請様式における共通性向上」提案では、共通ウェブサイトにおいて各国・地域の申請書様式を容易に相互比較できるようになることから、様式の共通性向上に向けた比較検討が促進されることが期待される。

これら 2 提案の実施を通じ、時代の要請に応え、また APEC の特徴を活かしつつ、アジア太平洋地域における知財協力を推進していきたいと考えている。